

【届出対象行為】※これまでの富山県景観条例に、太陽光発電設備が新たに加わります

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物等の新築・移転・増築・改築 工作物	建築物	・高さ20m超 又は 建築面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の建築面積が150㎡以下のものを除く。)
	①煙突、排気塔その他これに類する工作物	・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)
	②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物	
	③彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物	
	⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・高さ30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)
	⑦垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	・高さ5m超、かつ長さ10m超
	⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)
	⑩自動車車庫の用に供する立体的施設	
	⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設	・建築面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の建築面積が150㎡以下のものを除く。)
	⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	
	⑬太陽光発電設備その他これらに類する工作物	・設置面積50㎡超
建築物等の外観の変更		・届出対象行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更
開発行為		・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの
土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む)		・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵		・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超かつ集積又は貯蔵の高さ3m超
鉱物の採掘又は土石の類の採取		・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの

【届出の流れ】

これまででは氷見市に届出をし、富山県景観条例に基づき富山県が審査をしておりましたが、10月1日からは氷見市に届出をし、氷見市景観条例に基づき氷見市が審査を行います。

